

## 物価高対応子育て応援手当

問 こども課(役場2階) ☎823-9227 FAX.823-9627

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するために、**物価高対応子育て応援手当**を支給します。

### ●支給対象者

- ①令和7年9月分児童手当受給者（令和7年9月に出生した児童については10月分）
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童にかかる児童手当の受給者
- ③①の受給者の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に離婚などにより新たに児童手当の受給者となった人（ただし、①

の受給者から既に子育て応援手当に相当する額の金銭などを受け取っている場合、または子育て応援手当に相当する額の金銭などが既に対象児童のために消費されている場合を除く）

※①の対象者については、2月12日（木）に児童手当受給口座へ振り込みます。

※②、③および公務員支給対象者については、申請が必要です。くわしくは海田町ホームページで確認してください。



### ●給付額

対象児童1人につき2万円（1回限り）

## 海田東小学校校舎建替のための寄附を募集！

問 海田東小学校の建替え 文教施設整備室（役場3階） ☎822-2135 FAX.823-9256  
問 クラウドファンディング（寄附金の受け付け） 財政経営課（役場3階） ☎823-9201 FAX.823-9203

海田東小学校校舎建替にあたり、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しています。  
令和10年9月からの利用開始に向けて、現在、実施設計中です。皆さんのご支援をお願いします。

### 目標金額

1,000万円

### 寄附方法

- 1 インターネットによる申し込み  
ふるさと納税サイト「さとふる」から申し込みを受け付けています。
- 2 寄附申出書による申し込み  
寄附申出書に必要事項を記入の上、持参、郵送または電子メールで受け付けています。



### 税金の控除について

- 1 個人の場合（ふるさと納税制度）※海田町在住の人も控除の対象。  
地方自治体に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定の限度額まで、所得税と住民税から控除されます。
- 2 法人の場合  
寄附した金額を法人税法の規定により損金算入することができます。

### 寄附者への特典

寄附額	内容	対象者
寄附者全員	①海田町ホームページに寄附者名を掲載（校舎完成後5年間）	
1万円以上	①に加えて、②新校舎の内覧会にご招待	町内・町外 在住者 いずれも対象
3万円以上	①・②に加えて、③学校内に設置する芳名板（ネームプレート）に寄附者名を掲載	
5万円以上	①・②・③に加えて、④新校舎の落成式（セレモニー）にご招待	



くわしくは  
海田町ホームページを  
確認してください。

## ① 令和8年度から乳幼児等医療費の助成対象を拡大します

問 こども課（役場2階） ☎823-9227 FAX.823-9627

乳幼児等医療費の助成対象を次のとおり拡大します。

- (1) **所得制限を廃止（令和8年4月診療分から）**
- (2) **対象年齢を18歳年度末まで拡大（令和8年10月診療分から）**

### 申請手続きについて

- (1) によって新たに受給者となる人

保護者の所得が所得制限額以上のため助成対象から外れていた世帯に対し、2月上旬までに申請案内を送付します。

- (2) によって新たに受給者となる人

平成20年4月2日～平成23年4月1日生まれの児童を養育する世帯に対し、7月頃に申請案内を送付する予定です。



## ② 海田町地域包括支援センターの運営事業所が変わります

問 地域包括支援センター（役場2階） ☎821-3210 FAX.823-9627

高齢者への相談支援をより充実させるため、海田町地域包括支援センターの設置運営を**令和8年4月から次**のとおり外部委託に変更します。

### ●受託先

一般社団法人安芸地区医師会

### ●設置場所

**海田町栄町5番13号**

※電話番号（**☎821-3210**）に変更  
はありません。

これまでどおり、介護保険に関する相談や高齢者の生活相談を受け付けます。来所が難しい場合には、**自宅での訪問相談も積極的に行っています**ので、まずは電話などで相談してください。

